

埼玉県立飯能高等学校 部活動に係る活動方針

令和4年4月1日

◆ 活動の基本方針

- 高校生活における部活動の重要性を確認するとともに「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ合理的かつ効率的・効果的な部活動を実施し、生徒一人一人の充実した「彩のある高校生活」を実現するための一助とする。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は、年間活動計画及び月間活動計画・実績を作成し、校長に提出する。
- 活動計画は生徒及び保護者に公表する。
- 各部活動とも原則複数顧問による指導体制を整える。
- 必要に応じて、外部の専門的な指導者の活用に努める。
- 活動は顧問の指導の下に行うことが原則であるが、やむを得ず顧問が活動場所を離れる際には、安全に配慮した活動内容にするとともに、事故防止に努めるよう指示をする。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 効率的で効果的かつ生徒の自主的な活動となるよう、各顧問は研修に努める。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 顧問、担任、養護教諭等の連携を図り、生徒間のいじめやトラブルを未然に防止する。
- 教職員及び生徒対象の救命救急講習を実施する。
- 部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、また、顧問である教職員の負担軽減を踏まえ、下記のとおり設定する。

- 学期中は、原則週2日以上程度（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設定する。大会等により休養日が確保できない場合には、別日程で代替日の確保に努める。
- 長期休業中は、学期中の休養日に準ずるとともに、連続する3日間程度の休養日を設定する。
- 定期考査1週間前及び定期考査中の活動は、原則休止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は半日程度とする。ただし、練習試合及び合宿練習（活動）中はこの限りではない。